

法人、事業所等の皆様へ

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会
会 長 三 浦 義 光

“福祉協力会員”「法人会員（法人・事業所）」への加入のお願い

日ごろは、本会の活動にご理解並びにご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本会は、人と人とのつながりを大切にし、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目指して、地域福祉活動を推進する社会福祉法人です。

地域の皆様の温かいご支援を「会費」という形でご協力いただいています。会費は様々な地域福祉事業を実施していくための貴重な財源となります。裏面に本会事業を紹介していますので、ご覧いただくと幸いに存じます。

今年度も地域福祉のさらなる充実に取り組んでまいりますので、趣旨等ご理解賜り、何とぞ“福祉協力会員”「法人会員（法人・事業所）」にご加入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1口 3,000円

法人会員募集強化月間

7月

※強制ではありません。あくまで目安です。



©しゃらんちゃん

◎ “福祉協力会員”「法人会員（法人・事業所）」の優遇措置について

口 数	内 容	備 考
1口3,000円 以上	広報紙に法人・事業所名掲載 ！任意	サイズ；2cm×4.5cm 程度 ※22文字以内のPRコメント掲載可
10口30,000円 以上	広報紙に法人・事業所の広告 掲載 ！任意	サイズ；5cm×8.5cm 程度 ※後日データをいただきます。
《税制優遇措置》 法人会員会費は、法人税法上の特定公益増進法人等に対する寄附金に該当し、次のいずれか少ない金額を、損金の額に算入することができます。 1. 本会に対する会員会費・寄附金の額 2. 特別損金算入限度額 $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$ ※本会に対する会員会費・寄附金のうち損金の額に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めて、別途損金算入限度額の計算を行うことができます。 $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1 / 2$		



広報紙への掲載希望の有無等、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。

◎ 会費納入方法について（別紙）

【連絡先】

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会 法人運営部門
住所；弥富市綱浦町上本田 95-1 (弥富市総合福祉センター内)
TEL；0567-65-8105 FAX；0567-65-8002